

令和3年4月5日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都千代田区外神田六丁目13番11号  
株式会社ミクニ  
代表取締役 生田 久貴

1 吸収合併が効力を生じた日

令和3年4月1日

2 消滅会社（株式会社ミクニエーム）における次に掲げる事項

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）会社法第789条の規定による手続の経過

株式会社ミクニエームは、会社法第789条の規定に基づき、令和3年2月12日付の官報で公告を行い、同日付で債権者に対し各別の催告を致しましたが、異議申述期限である同年3月12日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3 存続会社（当社）における次に掲げる事項

（1）会社法第796条の2の規定による手続の経過

会社法第796条の2の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条の規定に基づき、令和3年2月12日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限である同年3月12日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収合併により存続会社（当社）が消滅会社（株式会社ミクニエーム）から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、株式会社ミクニエームの権利義務の全部を承継いたしました。当社が、株式会社ミクニエームから承継した資産の額は357百万円、負債の額は139百万円です。

5 吸収合併による変更の登記をした日

令和3年4月2日

以 上